

高知大学大学院学則

平成16年4月1日
規則第310号

最終改正 平成19年12月26日規則第50号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 組織（第3条・第4条）
- 第3章 教員組織（第5条・第6条）
- 第4章 会議（第7条）
- 第5章 入学定員等（第8条）
- 第6章 標準修業年限及び在学期間（第9条・第10条）
- 第7章 学年、学期及び休業日（第11条）
- 第8章 教育課程（第11条の2－第18条）
- 第9章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍（第19条－第36条）
- 第10章 課程の修了及び学位の授与（第37条－第41条）
- 第11章 教育職員免許状（第42条）
- 第12章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生
（第43条－第47条）
- 第13章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条－第50条）
- 第14章 賞罰（第51条）
- 第15章 雑則（第52条・第53条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知大学学則（以下「学則」という。）第8条第2項の規定に基づき、高知大学（以下「本学」という。）大学院について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、諸学術の進歩と人類福祉の向上に寄与すること、及び高度の専門性が求められる職業を担うために深い学識と卓越した能力を培い、文化の進展と社会の発展に貢献するこ

とを目的とする。

- 2 本学大学院においては、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 組織

(研究科、課程及び専攻)

第3条 本学大学院に、別表第1のとおり研究科、課程及び専攻を置く。

- 2 理学研究科博士課程は、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱う。
- 3 医学系研究科は、修士課程及び4年の博士課程とする。
- 4 黒潮圏海洋科学研究科は、後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期3年博士課程」という。）とする。

(愛媛大学大学院連合農学研究科の教育研究の実施)

第4条 愛媛大学大学院に設置される連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）の教育研究の実施に当っては、本学、香川大学及び愛媛大学が協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、香川大学及び愛媛大学の農学部（香川大学工学部安全システム建設工学科、愛媛大学遺伝子実験施設、香川大学遺伝子実験施設及び愛媛大学沿岸環境科学教育研究センターの関連分野を含む。）の教員と共に、本学農学部（総合研究センター物部地区配置教員を含む。）の教員が担当するものとする。

第3章 職員組織

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、各研究科において定めるものとする。

- 2 本学大学院の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当するものとする。
- 3 本学大学院の学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、原則として教授が担当するものとする。

(研究科長)

第6条 各研究科に研究科長を置き、基礎学部の学部長をもって充てる。

- 2 前項の規定にかかわらず黒潮圏海洋科学研究科の研究科長は、当該研究科専任の教授をもって充てる。

3 前2項の研究科長に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 会議

(研究科委員会及び研究科教授会)

第7条 人文社会科学研究科、教育学研究科、理学研究科、医学系研究科及び農学研究科に、研究科委員会を置く。

2 黒潮圏海洋科学研究科に、研究科教授会を置く。

3 研究科委員会及び研究科教授会（以下「研究科委員会等」という。）に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学定員等

(入学定員等)

第8条 本学大学院の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第6章 標準修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第9条 課程の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程及び後期3年博士課程 3年
- (3) 医学系研究科博士課程 4年

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育をを行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、修士課程及び博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

(在学期間)

第10条 在学期間は、課程の標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第7章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第11条 学年、学期及び休業日については、学則第30条から第32条の規定を準用する。

第8章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第11条の2 本学大学院は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業及び研究指導)

第12条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(単位の計算方法)

第12条の2 単位の計算方法については、学則第44条の規定を準用する。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法は、前項の規定に基づき併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを、合算したものとする。

(教育方法の特例)

第13条 本学大学院において教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において、授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

2 本学大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、他の大学院又は本学以外の研究機関と連携して授業又は研究指導を行うことができる。

(授業科目、履修方法及び成績評価基準等の明示)

第14条 本学大学院の授業科目及び研究指導の内容並びに履修方法は、各研究科において定めるものとする。

2 前項で定めた事項は、1年間の授業及び研究指導の計画を含めて学生にあらかじめ明示するものとする。

3 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(研究内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の2 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修等)

第15条 本学大学院が教育上有益と認めたときに限り、他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、学長の許可を得て他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目については、10単位を超えない範囲で、本学大学院において履修したものとみなし認定することができる。
- 3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。
- 4 他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修等の取扱いに関する事項は、別に定める。

(他の大学院等又は外国の大学院等における研究指導)

第16条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等及び外国の大学院又は研究所等との協議に基づき、学長の許可を得て、必要な研究指導を受けることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については認められる場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとし、その期間は、在学期間に含まれるものとする。

- 2 前項の研究指導を受ける学生の研究指導の範囲、期間その他必要とされる具体的事項については、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条 本学大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、認定することのできる単位数は、編入学、転入学の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、第15条に規定する単位数とは別に、10単位を超えない範囲で修了要件に算入することができるものとする。

(長期履修学生)

第18条 本学大学院は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、標準修業年限の2倍の範囲内でその計画的な履修を認めることがある。

- 2 前項により標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた者については、第10条の「2倍」を「3倍」と読み替えるものとする。
- 3 長期にわたる教育課程の履修等の取扱いに関し必要な事項は、各研究科において別に定める。

第9章 入学、休学、復学、退学、転学、留学及び除籍

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、学年の途中においても、学期の初めに学生を入学させることができる。

(修士課程又は博士前期課程の入学資格)

第20条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- (10) 本学大学院が、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、本学に定める単位を優秀な成績で修得したと認める者

(博士課程の入学資格)

第21条 博士後期課程及び後期3年博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- 2 医学系研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 学校教育法第104条第3項の規定により学士の学位（専攻分野は医学、歯学又は獣医学）を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学又は獣医学）を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終課程は、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (8) 大学の医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、又は外国におい

て学校教育における医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含む16年の課程を修了し、
本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、
24歳に達したもの

(入学志願の手続)

第22条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、所定の期間に本学に提出しなければならない。

(入学者選抜)

第23条 学長は、入学志願者に対して、選抜を行い、研究科委員会等の議を経て、合格者を決定する。

- 2 前項の選抜に関しては、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第24条 入学者の選抜に合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を除く。）、別に定める書類を提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予の申請をした者を含む。）に入学を許可する。

(進学)

第25条 学長は、本学大学院の修士課程又は本学大学院の博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期3年博士課程に進学を志願する者については、当該研究科の定めるところにより選考のうえ、進学を許可する。

(転入学及び編入学)

第26条 学長は、他の大学院から転入学及び編入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第27条 学長は、本学大学院に在学していた者で再入学を志願する者があるときは、当該研究科委員会等の議を経て、相当年次に入学を許可することがある。

(再入学、転入学及び編入学による入学の許可)

第28条 前2条の規定により、入学を志願する者には、第19条、第22条、第23条及び第24条の規定を準用する。

(転専攻)

第29条 学長は、本学大学院に在学する者が当該課程の他の専攻に転ずることを願い出たときは、当該研究科の定めるところにより選考の上、許可することがある。

(休学)

第30条 学生は、病気その他の理由により、3か月以上修学することができない場合は、医師の診断書又は理由書を添えて研究科長に休学願を提出し、その許可を受けて休学することができる。

2 前項の休学は、研究科委員会等の議を経て行うものとする。

3 第1項の休学は、引き続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、研究科長は、学長の承認を得て、更に引き続き1年を限度として休学を許可することができる。ただし、医学系研究科博士課程については、更に引き続き2年を限度として休学を許可することができる。

4 研究科長は、病気その他の理由により、修学することが適当でないとする者に対して、研究科委員会等の議を経て、学長の承認を受け、期間を定めて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程及び後期3年博士課程 3年
- (3) 医学系研究科博士課程 4年

2 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間が満了したとき、又は休学期間中にその理由が消滅したときは、研究科長に復学願を提出し、その許可を受けて復学することができる。

2 前項の場合において、病気の理由による休学のときは、医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第33条 学生は、退学しようとするときは、その理由を詳記し、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、研究科委員会等の議を経て行うものとする。

(転学)

第34条 学生は、他の大学院に転学しようとするときは、その理由を付し、学長に願い出

て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、研究科委員会等の議を経て行うものとする。

(留学)

第35条 学長は、本学大学院において教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院又は研究所等（以下この条において「大学院等」という。）との協議に基づき、学生が当該大学院等に留学することを認めることができる。

2 前項により留学した期間は、第38条、第39条及び第40条に規定する在学期間に算入することができる。

3 第15条第2項の規定は、学生が留学する場合に適用する。

(除籍)

第36条 学長は、学生が次の各号の一に該当するときは、研究科委員会等の議を経て、これを除籍する。

(1) 病気その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であつて、納付すべき入学料を納付しない者

(3) 授業料又は寄宿料の納付を怠った者

(4) 所定の在学期間を超えた者

(5) 第31条の休学期間を満了し、復学手続をしない者

2 死亡又は行方不明の者は、届出によって除籍する。

第10章 課程の修了及び学位の授与

(単位の認定)

第37条 授業科目を履修した者に対しては、試験又は研究報告に基づき、所定の単位を与える。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第38条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、第14条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、第9条の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程及び後期3年博士課程の修了要件)

第39条 博士後期課程及び後期3年博士課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、

第14条に定める授業科目について14単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、第9条の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、修士課程又は博士前期課程を修了した者の在学期間については、当該課程の在学期間と通算して3年以上を要するものとする。

(医学系研究科博士課程の修了要件)

第40条 医学系研究科博士課程の修了の要件は、本学大学院に4年以上在学し、第14条に定める授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、第9条の規定にかかわらず、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第41条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第11章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第42条 本学大学院において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学大学院において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、別表第2のとおりとする。

第12章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第43条 学長は、本学大学院の学生以外の者で、本学大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該研究科委員会等の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第44条 学長は、本学大学院の専攻分野に関する特定の事項について研究することを志望する者があるときは、本学大学院の教育研究に妨げのない場合に限り、選考の上、研究科委員会等の議を経て、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院の授業科目を履修することを志望する者がいるときは、当該大学との協議に基づき研究科委員会等の議を経て、入学を許可することがある。

(特別研究学生)

第46条 学長は、他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志望する者がいるときは、当該大学院との協議に基づき、受入れを認めることがある。

2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 学長は、外国人で本学大学院に入学を志望する者がいるときは、選考の上、研究科委員会等の議を経て、入学を許可することがある。

2 外国人留学生の選考その他外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第13章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(授業料等の額及びその徴収方法)

第48条 検定料、入学料、授業料の額及び徴収方法に関し必要な事項は、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は還付しない。ただし、授業料については、次の各号の一に該当する場合は、当該授業料相当額を還付する。

(1) 入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合の授業料

(2) 前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分授業料

(準用規定)

第49条 検定料、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予等の取扱いについては、学則第10章の規定を準用する。

(寄宿舎及び寄宿料)

第50条 学生の寄宿舎及び寄宿料については、学則第87条及び第88条の規定を準用する。

第14章 賞 罰

(賞罰)

第51条 学生の賞罰は、学則第11章の規定を準用する。この場合において「学部教授会」

とあるのは「研究科委員会等」と読み替えるものとする。

第15章 雑 則

(連合農学研究科学生の取扱い)

第52条 連合農学研究科に所属する学生の取扱いについては、協定書及びその他別に定めるところによる。

(その他)

第53条 この大学院学則の改廃は、役員会の議を経て行う。

2 前項の役員会の審議に先立ち、経営協議会及び教育研究評議会において審議を行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年9月30日に国立大学法人等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第117号）（以下「整備法」という。）第2条の規定による廃止前の国立大学設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定により存続するとされていた高知大学若しくは高知医科大学の大学院（以下「統合前の高知大学若しくは高知医科大学の大学院」という。）又は整備法第2条の規定による廃止前の国立大学設置法（昭和24年法律第150号）第3条第1項の規定により設置されていた高知大学の大学院（以下「法人化前の高知大学の大学院」という。）に課程の修了を目的として在学し、引き続き施行日に在学する学生の高知大学の大学院の課程を修了するための教育課程の履修その他の当該学生に関する取扱いについては、別に定めるところによる。

3 前項の場合における在学期間の取扱いについては、第10条の規定にかかわらず、統合前の高知大学若しくは高知医科大学の大学院又は法人化前の高知大学の大学院における在学期間を本学大学院における在学期間に通算する。

4 第2項の場合において、統合前の高知大学若しくは高知医科大学大学院又は法人化前の高知大学の大学院において修得した単位数及び成績は、大学院の課程の修了要件の判定にあたっては、第14条の規定にかかわらず、本学大学院で修得した単位数及び成績とみなす。

5 第8条の規定にかかわらず、平成16年度及び平成17年度における黒潮圏海洋科学研究科の収容定員は、次のとおりとする。

年 度	収 容 定 員
平成16年度	6
平成17年度	12

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月12日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日規則第50号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

平成20年3月26日付け規則第74号「高知大学学則」により廃止

別表第1 (第3条、第8条関係)

研究科	課程	専攻	入学定員	収容定員
人文社会科学研究科	修士課程	人文社会科学	10	20
	計		10	20
教育学研究科	修士課程	学校教育	6	12
		教科教育	34	68
	計		40	80
理学研究科	博士前期課程	数理情報科学	20	40
		物質科学	26	52
		自然環境科学	29	58
	計		75	150
	博士後期課程	応用理学	6	18
	計		6	18
合計		81	168	
医学系研究科	修士課程	医科学	15	30
		看護学	12	24
	計		27	54
	博士課程	生命医学系	19	76
		神経科学系	5	20
		社会医学系	6	24
	計		30	120
合計		57	174	
農学研究科	修士課程	暖地農学	13	26
		森林科学	11	22
		栽培漁業学	11	22
		生産環境工学	10	20
		生物資源科学	14	28
	計		59	118
黒潮圏海洋科学研究科	後期3年博士課程	黒潮圏海洋科学	6	18
	計		6	18
総計			253	578

別表第2（第42条関係）

研究科	専攻	取得できる免許状	
		種類	教科等
人文社会科学 研究科	人文社会科学専攻	中学校教諭専修免許状	国語 社会 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語 地理歴史 公民 商業 英語
教育学研究科	学校教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	
		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語 書道 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 保健体育 家庭 英語
		特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者 肢体不自由者 病弱者
	教科教育専攻	幼稚園教諭専修免許状	

		小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語 社会 数学 理科 音楽 美術 保健体育 技術 家庭 英語
		高等学校教諭専修免許状	国語 書道 地理歴史 公民 数学 理科 音楽 美術 工芸 保健体育 家庭 英語
理学研究科	数理情報科学専攻	中学校教諭専修免許状	数学
		高等学校教諭専修免許状	数学 情報
	物質科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
	自然環境科学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科
医学系研究科	看護学専攻	高等学校教諭専修免許状	看護
		養護教諭専修免許状	
農学研究科	暖地農学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	森林科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	栽培漁業学専攻	高等学校教諭専修免許状	水産
	生産環境工学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業
	生物資源科学専攻	高等学校教諭専修免許状	農業

